

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	食品営業届ファイル
行政機関等の名称	京都府知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化生活部生活衛生課
個人情報ファイルの利用目的	食品営業届に関する事務のために利用する。
記録項目	1 届出年月日、2 届出者の郵便番号、3 届出者の電話番号、4 届出者のFAX番号、5 届出者の電子メールアドレス、6 届出者の住所、7 届出者のフリガナ、8 届出者の氏名、9 届出者の生年月日、10 営業施設の郵便番号、11 営業施設の電話番号、12 営業施設のFAX番号、13 営業施設の電子メールアドレス、14 営業施設の所在地、15 営業施設の名称、屋号又は商号のフリガナ、16 営業施設の名称、屋号又は商号、17 食品衛生責任者の氏名フリガナ、18 食品衛生責任者の氏名、19 資格の種類、20 受講した講習会、21 主として取り扱う食品又は添加物、22 自動販売機の型番、23 業態、24 HACCPの取組、25 指定成分等含有食品を取り扱う施設、26 輸出食品取扱施設、27 担当者ふりがな、28 担当者氏名、29 担当者電話番号、30 受理年月日、31 使用水の種類、32 自動車登録番号
記録範囲	食品営業届を提出した者
記録情報の収集方法	届出者からの食品営業届の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）文化生活部生活衛生課 施設所在地を管轄する保健所
	（所在地） 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （乙訓保健所）向日市上植野町馬立 8 （山城北保健所）宇治市宇治若森 7—6 （山城南保健所）木津川市木津上戸 1 8—1 （南丹保健所）南丹市園部町小山東町藤ノ木 2 1 （中丹西保健所）福知山市篠尾新町 1—9 1 （中丹東保健所）舞鶴市字倉谷 1 3 5 0—2 3 （丹後保健所）京丹後市峰山町丹波 8 5 5

訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨		
備 考	—	